

# 鼓ヶ浦サン・スポーツランド使用料

令和7年2月1日改正 ※改正箇所を赤字で表示しています

## テニスコート・フットサルコート使用料

時間区分		午前9時から午後9時まで
テニスコート	学校 1面につき	2時間まで330円 2時間を超える2時間ごとに330円
	学校以外 1面につき	2時間まで660円 2時間を超える2時間ごとに660円
フットサルコート	学校	1時間まで1,050円 1時間を超える1時間ごとに1,050円
	学校以外	1時間まで2,100円 1時間を超える1時間ごとに2,100円

## 多目的スポーツ広場使用料

時間区分		午前9時から午後5時まで	
入場料を徴収しない場合	スポーツのため使用する場合	学校	2,110円
		学校以外	4,220円
	スポーツ以外の目的で使用する場合	23,630円	
入場料を徴収する場合	スポーツのため使用する場合	学校	5,270円
		学校以外	10,540円
	スポーツ以外の目的で使用する場合	59,020円	
一般公開日における個人の使用の場合	中学生以下	150円	
	高校生及び一般	300円	

※ 一般公開日における個人の使用の場合、土曜日・日曜日・休日の使用料の加算及び市外の者が使用する場合の使用料の加算の規定は適用されません。

### 備考

- 1 土曜日、日曜日及び休日の使用料は、この表に定める使用料に当該使用料の20パーセントに相当する額を加算した額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
- 2 テニスコートの使用時間が時間区分の2分の1以内の時間である場合の使用料は、この表に定める使用料の2分の1の額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
- 3 テニスコートの時間区分を超えて使用した場合のその超えた時間の使用料は、この表に定め

る使用料の2分の1の額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に、その超えて使用した時間を乗じて得た額とする。この場合において、1時間に満たない時間は、これを1時間とみなして計算するものとする。

- 4 フットサルコート の時間区分を超えて使用した場合のその超えた時間の使用料は、この表に定める使用料に、その超えて使用した時間を乗じて得た額とする。この場合において、1時間に満たない時間は、これを1時間とみなして計算するものとする。
- 5 使用の準備又は原状回復のために使用する場合の使用料は、この表に定める使用料の2分の1の額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
- 6 会議室の冷暖房設備を使用した場合の使用料は、使用した時間に50円を乗じて得た額を使用料に加算した額とする。この場合において、1時間に満たない時間は、これを1時間とみなして計算するものとする。
- 7 心身障がい者団体が使用する場合の使用料は、使用区分の学校を適用して算定した額とする。
- 8 市外の者が使用する場合の使用料は、この表により計算した使用料の額に1.5を乗じて得た額とする。

## 鼓ヶ浦サン・スポーツランド設備器具使用料

時間区分		① 午前9時から 午後5時まで	② 午前9時から 午後9時まで
使用区分及び設備器具の名称			
照明設備（テニスコート及びフットサルコートに限る）	1面1時間につき		330円
テニスラケット	1本につき		50円
テニスボール	1個につき		30円
フットサルボール	1個につき		60円
スケートボード	1枚につき	100円	
スケートボードヘルメット	1個につき	50円	
スケートボードパッドセット	1セットにつき	50円	
シャワー	1人1回につき		100円
机	1脚につき		30円
補助椅子	1脚につき		30円

### 備考

- 1 テニスラケット又はテニスボールの使用料は、テニスコートを使用する時間区分ごととし、フットサルボールの使用料は、フットサルコートを使用する時間区分ごととする。
- 2 照明設備の使用時間が1時間に満たない時間は、これを1時間とみなす。